

厚岸町国民保護計画

修正概要

厚 岸 町

令和5年9月

1. 厚岸町国民保護計画とは

平成 16 年 9 月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、国民保護法という）の施行に伴い、都道府県及び市町村は国民保護計画を作成することが義務付けられ、平成 17 年 3 月に、国において、「国民の保護に関する基本指針」、平成 18 年 1 月に、道において、「北海道国民保護計画」が策定され、平成 19 年 3 月に「厚岸町国民保護計画」を策定しました。

この計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが予測される場合または発生した場合に、国の方針に基づき、町が、国・道・関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援、武力攻撃等への対処などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものです。

●参考法令

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）】

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

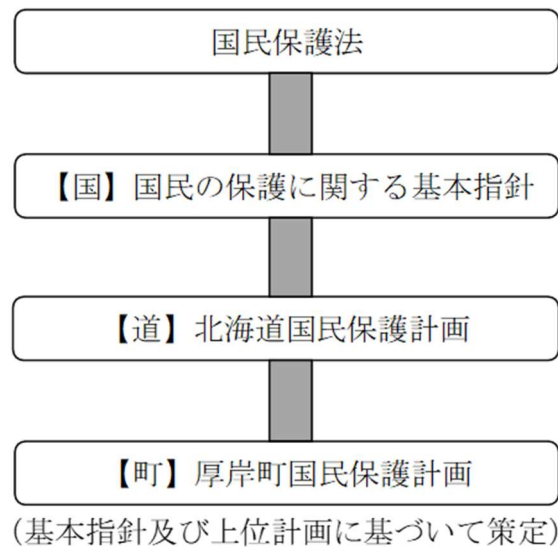
2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

2. 計画の位置づけ

この計画は、「国民保護法」、「国民の保護に関する基本指針」、「北海道国民保護計画」の内容と関連性、整合性を図るとともに、町の地理的・社会的特徴などを考慮した内容で、次のような位置づけになっています。

厚岸町国民保護計画と国・北海道の計画との関連性



3. 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めています。

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の協力
- ⑥ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

4. 計画の構成及び内容

この計画は、「本編」、「資料編」の2編で構成し、平素からの備えや武力攻撃事態等への対処に関する事項などを定めています。

■本編

(1) 第1編 総論

章	名 称	主な内容
第1章	厚岸町の責務、計画の位置づけ、構成等	町の責務や計画の構成、計画の変更手続について定めています。
第2章	国民保護措置に関する基本方針	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために基本方針を定めています。
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	国民保護措置に係る全体の仕組みや町の事務又は業務について定めています。
第4章	町の地理的、社会的特徴	町の地形、気候及び人口分布などの地理的・社会的特徴を記載しています。
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	町国民保護計画において対象としている武力攻撃事態及び緊急対処事態を定めています。

(2) 第2編 平素からの備えや予防

章	名 称	主な内容
第1章	組織・体制の整備等	平素の各課の役割、職員の参集基準、関係機関との連絡体制、情報収集・提供等の体制整備等について定めています。
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	避難、救援に係る基本的事項や避難、物資運送に係る経路の把握、道が行う避難施設指定に係る協力などを定めています。
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	町における備蓄の考え方や施設の設備点検等について定めています。
第4章	国民保護に関する啓発	啓発に係る手段や啓発内容について定めています。

(3) 第3編 武力攻撃事態等への対処

章	名 称	主な内容
第 1 章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	緊急事態連絡室の設置や構成、関係機関への支援要請について定めています。
第 2 章	町対策本部の設置等	町対策本部設置の手順、各部の構成及び役割、情報通信手段の確保などを定めています。
第 3 章	関係機関相互の連携	国、道との連携、関係機関への措置要請や自衛隊への派遣要請などの内容を定めています。
第 4 章	警報及び避難の指示等	警報の伝達方法や住民の避難方法等について定めています。
第 5 章	救援	救援の内容や関係機関との連携について定めています。
第 6 章	安否情報の収集・提供	安否情報の収集、整理、報告及び照会への回答に関して必要な事項を定めています。
第 7 章	武力攻撃災害への対処	武力攻撃災害への対処に関して、基本的考え方や応急措置等について定めています。
第 8 章	被災情報の収集及び報告	被害情報を知事に報告するにあたり、情報の収集及び報告手段等について定めています。
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	避難所等の保健衛生の確保や廃棄物の処理対策について定めています。
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	国民生活の安定を目的として、物資の安定的な供給に関する事項等を定めています。
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	特殊標章や身分証明書の交付及び管理について必要な事項を定めています。

(4) 第4編 復旧

章	名 称	主な内容
第 1 章	応急の復旧	町有施設や設備の復旧のために必要な措置について定めています。
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	町有施設や設備の復旧について、道と連携して行うことについて定めています。
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等について定めています。

(5) 第5編 緊急対処事態への対処（章無し）

緊急対処事態への対処について、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うことを定めています。

■資料編

- ・関係機関の名称及び電話番号等
- ・避難実施要領（イメージ案）
- ・厚岸町の特殊標章及び身分証明書の交付に関する訓令について（案）

5. 計画の変更概要

国の策定する「国民の保護に関する基本指針」及び「北海道国民保護計画」の変更等を踏まえ、厚岸町国民保護計画の変更を行うものです。

なお、変更にあたっては、厚岸町国民保護協議会により承認を得た後、国民保護法第35条第5項に基づく知事協議を終えています。

6. 主な変更内容

(1) 国の基本指針及び北海道国民保護計画の変更に伴う変更内容

- ①「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」について、国民保護においても適用が図られるよう、平成20年3月に再締結したことによる修正

【計画 P16】

- ②警報等の情報伝達手段として、データ通信等を活用した迅速な情報提供システムの充実に努めるほか、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の運用、管理及び整備をし、Em-Netまたは J-ALERT と連携している情報手段により、伝達を行うことを追記

【計画 P19・P45・P51】

- ③安否情報の収集、提供について、「武力攻撃事態等における安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（H18.4.1 施行）」の一部改正による様式の修正、また、消防庁が管理する安否情報システムを活用することを追記

【計画 P20・P60】

- ④関係機関と実施する NBC 攻撃等に対応する訓練等について、実際に資機材等を用いるなど、より実践的なものとするよう努めることを追記

※NBC=Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称
【計画 P22】

⑤道が行う避難施設の指定にあたり、施設の収容人数、構造、保有施設等の情報を提供することについて明記
【計画 P26】

⑥国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」へ職員の派遣及び必要な連携を図ることについて明記
【計画 P41】

⑦大規模集客施設等の管理者と連携して、当該施設滞在者に対し、円滑な国民保護措置が実施できるよう、必要な対策をとることを追記
【計画 P50】

⑧核攻撃を受けた場合において、避難住民に対し、放射能等の避難退避時検査場所などの必要な情報を提供することを追記し、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に準じることを追記
【計画 P71】

(2) 北海道市町村モデル計画に基づく変更

①町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料について、例示を追加
【計画 P24】

②避難行動要支援者名簿に関する内容の説明を追記
【計画 P25】

(3) 町の組織改編及び関係機関の名称変更等に伴う変更

(4) 統計数値の時点修正等